

令和4年度山形県総合政策審議会土地利用部会議事概要

- 1 日 時 令和5年2月6日（月） 10時40分から11時20分まで
- 2 場 所 オンライン及び県庁講堂
- 3 出席委員 佐藤部会長、後藤委員、大友特別委員、尾形特別委員、河合特別委員、小関特別委員、月田特別委員、中川特別委員、松木特別委員、齋藤特別委員（全員出席）
- 4 審 議 山形県国土利用計画（第五次）・土地利用基本計画の計画図の変更案について

資料に基づき事務局から説明が行われ、このことについて、委員からあった主な意見等は以下のとおり。

(1) 村山農業地域の縮小

大友委員： この地域は、整備された農地だと思うが、過去に農地整備が行われたところか。

事務局： 過去の農地整備の状況などの資料は持ち合わせていないが、比較的整備された圃場になっていることから、過去にそれなりの農地整備がなされたのではないかと推測する。

大友委員： 農地整備に結構な費用がかかっているにもかかわらず、住宅地になるのは少し違和感がある。

部会長： 農地整備に関しては、ある程度の年数が経過した後に変更することは一般的に行われていると思う。大友委員の発言の通り、長く農地として使われるのがいいとは思いますが、市街地との関係で、今回は都市計画の用途地域への編入という提案になっている。

大友委員： 事実が分からないため何とも申し上げられないが、農地整備で細かく分かれている畑や田を大区画にするにも結構な費用がかかっているはずなので、それが住宅地になってしまうのは、公共事業のあり方として違和感がある。

部会長： 基本的に、農用地区域の場合は規制が厳しいと聞いたことがあるが、ここはそのような規制がかかっていないということではないか。

事務局： こちらの区域は平成17年に農用地区域から除外されており、こ

のことから、農業関係の基盤整備が行われてからある程度の期間が経過しているものと推測される。そして、農用地区域から除外した上で転用が行われている。

月田委員： こちらの区域はおそらく圃場整備がかつて行われたのではないかと推測される地域である。ただ、宅地開発を進めるうえでも、街区がそろっている農地の方が宅地化しやすく、大友委員の違和感も理解できるが、西側の地域には既に商業施設があり、さらにその西側も比較的最近分譲地になっており、村山市の中で分譲地というものを考えた場合には、ここは適地であり、用途地域への編入というのは妥当ではないかと思う。

(2) 遊佐森林地域の縮小

齋藤委員： 森林地域から外す理由が太陽光発電施設の設置完了ということだが、森林地域から外す一方で、農業地域の方はそのまま残ることになる。森林地域であれ、農業地域であれ、現況とは異なる形になると思うが、農業地域は外さないという考え方について教えてほしい。

事務局： 農業地域については、総合的に農業の振興を図る必要がある地域とされており、農地のみを指すものではない。今回の案件については、この変更箇所周辺の周辺一帯を農業地域にしており、農業地域、農業振興地域であるために規制がかかるわけではない。このような場合、特段の理由がない限り、変更箇所のみを積極的に農業地域から外すということは、従前から行ってきていない。

以上の審議を踏まえ、山形県国土利用計画（第五次）・土地利用基本計画の計画図の変更案に係る山形県総合政策審議会土地利用部会の意見については、「異議なし」とすることに決定された。